

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1938号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（宿日直勤務）</p> <p>第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び<u>生涯学習推進課少年自然の家分室</u>における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) （略）</p>	<p>（宿日直勤務）</p> <p>第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び<u>少年自然の家</u>における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) （略）</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。